主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人恩藤誠一の上告理由第一点について。

原審は、Dが、本件土地に建物を新築するに当り、土地所有者たる被上告人ない しその前所有者が、右Dに対し、右新築につき承諾を与えたことはなかつた事実を 認定しているのであつて、右認定は、挙示の証拠により是認できる。所論は、原審 の裁量に属する証拠の取捨、事実の認定を非難するに帰し、採るを得ない。

同第二点について。

建物の前主が借地権を有しない場合に、その建物の譲受人が、借地法一〇条の保 護を受けられないことは、同条の法文上明瞭である。原審は、Dの借地権が本件土 地につき存しなかつた事実を認定し、上告人の買取請求の主張を斥けたのであつて、 右判断は正当である。所論は原審の右事実認定に副わない事実を前提として原判示 を非難するものであつて、採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七